

○黒部市建設工事共同企業体取扱要綱

平成18年3月31日
黒部市告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市建設工事等指名業者選定規程(平成18年黒部市訓令第34号)に基づき市が発注する建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態等)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。
- 3 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合を反映するものでなければならない。

(結成)

第3条 共同企業体は、次の各号を目的として結成することができる。

- (1) 黒部市内に主たる営業所を有する建設業者(以下「市内業者」という。)の大規模工事の確実な施工、技術の補完、技術又は経験の交流、円滑な工事の施工及び危険の分散
 - (2) 黒部市外に主たる営業所を有する建設業者(以下「市外業者」という。)と市内業者による確実な施工及び市外業者から市内業者への技術の移転
- 2 共同企業体は、自主結成方式とする。

(申請要件等)

第4条 共同企業体の資格審査の申請をする者は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 構成員は、3業者以内であること。
 - (2) すべての構成員は、資格審査を申請しようとする建設工事の種類について、黒部市建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- 2 構成員は、同一工事について他の共同企業体の構成員となることができないものとする。

(工事の指定)

第5条 次に掲げる規模の工事については、原則として共同企業体方式を採用するものとする。

- (1) 土木一式工事 1億5,000万円以上
- (2) 建築一式工事 3億円以上
- (3) 電気工事 1億円以上
- (4) 管工事 1億円以上
- (5) その他工事(舗装等) 1億円以上

2 前項各号に掲げる規模に満たない工事であっても、市内業者の技術力の向上に資すると認められる場合には、共同企業体方式を採用できるものとする。

3 第1項各号のいずれにも該当しない工事であって、円滑な工事の施工又は危険の分散の目的のために必要と認められる場合には、共同企業体方式を採用することができるものとする。

(構成)

第6条 共同企業体の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市内業者のみによるもの

市内業者単独では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、市内業者が共同することにより施工が可能と認められる場合

- (2) 市外業者と市内業者によるもの

市内業者若しくはその共同企業体では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、市外業者と市内業者が共同することにより、工事の確実な施工が図られ、市内業者の技術力の向上に資すると認められる場合

(出資割合の指導等)

第7条 出資割合が、特定の構成員に偏っていて、共同施工方式と認め難い場合には、当該共同企業体の構成員に対して適正な出資割合となるよう指導するものとする。

2 前項の指導に応じない構成員による共同企業体は、入札に参加することができないものとする。

(編成表の提出)

第8条 構成員全員による共同施工を確保するため、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した建設工事共同企業体入札参加資格申請書を提出させるものとする。

(共同企業体に対する通知等)

第9条 入札指名関係通知並びに工事の監督、請負代金の支払等の行為については、すべ

て共同企業体の代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(指名停止)

第10条 共同企業体に関する指名停止については、黒部市工事等請負契約に係る指名停止等の措置に関する規程(平成18年黒部市訓令第35号)に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。